

弁護士がゼミナールにやってきた！ 「知っているようで知らない」法律問題

社会環境学科の千手ゼミナール（2年生）では、昨年度に引き続き、本年度も「法学PBL（課題解決型学習）」を実践しました。教室で学んだ法的知識は、解釈した上で事例や法律問題へあてはめて考えることで、さらに深く身に付きます。当ゼミでは、実務の第一線で活躍する弁護士の先生をお招きし、現実に我々が直面しうる事件など法的問題を題材に、学生をグループ分けして自分たちの頭で考えさせ、議論させる「法学PBL」を実践しています。

本年度は、鴻和法律事務所の竹永光太郎弁護士（写真右）をお招きし、複数回に渡ってアクティブ・ラーニング方式でご指導をいただきました。

一つ目のテーマは、「ハラスメント問題」。近年ブラック企業が社会問題化し、それに付随するパワハラやセクハラ問題もクローズアップされてきたところです。企業や労働者が直面する当該問題を題材に議論を深めました。

二つ目は「遺言や相続」。法律学では古典的なテーマでありながら、判例や学説の展開が近年著しい分野でもあります。「華押を押した遺言は有効か」という最新のテーマも検討しました。



三つ目は、「著作権や商標権などの知的財産権」です。キャラクター、音楽、マークなどの無断盗用（オリンピックエンブレム問題等）に関する問題などはこれに関わります。「披露宴で音楽を流すこと」「他人のキャラクターをTシャツに印刷して販売すること」など、身近な題材をもとに、その違法性を議論しました。

いずれも、「知っているようで知らない」法律問題で、大変充実した討論の時間を共有できました。以上の各テーマにつき、その後、グループごとにパワーポイントを用いた発表会を行いました。本取組みも3年目となります。学生達も「話を聞き、考えて、発表する」力をバランス良く伸ばしてくれているように思います。今後とも、学生達のために、この取組みを継続できればと思っています。（担当教員 社会環境学科・千手）

